

広島県告示第九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十三条第一項の規定によって、次の土地を保安施設地区に指定した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第四十四条において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を東広島市役所の掲示場に掲示した。

令和四年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安施設地区の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名等

所 在 場 所	所 有 者（登記簿上の所有者）の氏名等
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	勝谷 九藏
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	脇坂 智
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	藤堂 善右衛門
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	坪島 平五郎
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	佐々木 和三郎
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	坂堂 条助
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	佐々木 喜八
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	水脇 保太郎
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	渡邊 兼助
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	渡邊 卯吉
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	坂野 吾助
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	藤井 亀一
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	中川 伊太郎
東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	渡邊 富

東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	東広島市西条町御菌宇字南竜王一〇七八四の二	
水脇 静登	勝谷 壽一	坂野 平七	佐々木 新之助	坂堂 謙治	蓮池 徳平	坪島 平太郎	平賀 正	後藤 儀一	勝谷 清人	渡邊 精雄	五反田 砂一	大亀 八治	勝谷 次作	内森 政市	竹内 八十八	渡邊 正義	佐々木 吾一	内藤 長一	勝谷 寿一	藤原 友次

東広島市西条町御園宇字南竜王一〇七八四の二	寄満 俊一
東広島市西条町御園宇字南竜王一〇七八四の二	蓮池 悟

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字南竜王一〇七八四の二（次の図に示す部分に限る。）
  - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

四 指定の有効期間

三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）